

介護老人福祉施設 藤野すずらの杜 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人溪仁会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設藤野すずらの杜（以下「施設」という。）は、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービス（以下「指定サービス」という。）を提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。
- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定サービスを提供するよう努めるものとします。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
- 4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとします。

- 一 名称 介護老人福祉施設 藤野すずらの杜
- 二 所在地 札幌市南区藤野2条12丁目20番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- 一 管理者 1名
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に施設運営に必要な指揮命令を行います。
- 二 医師 1名以上
入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。
- 三 生活相談員 1名以上
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 24名以上
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

- 五 看護職員（看護師若しくは准看護師） 3名以上
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
 - 六 管理栄養士または栄養士 1名以上
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。
 - 七 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
 - 八 介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

（勤務体制の確保等）

- 第5条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。
- 2 入居者に対する指定サービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
 - 3 施設は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（利用定員及びユニット数並びにユニットの定員）

- 第6条 施設の利用定員は80名とします。
- 2 ユニット数は8ユニットで、1ユニットの利用定員は10名とします。
 - 3 施設は、利用定員及び居室の定員を超えた入居はしないものとします。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

- 第7条 施設は、指定サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（施設サービスの内容）

- 第8条 施設で行う指定サービスの内容は次の通りとします。
- 一 施設サービス計画の作成
 - 二 入浴、清拭による清潔の保持
 - 三 排泄の自立援助
 - 四 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
 - 五 食事の提供及び栄養管理
 - 六 生活機能の改善または維持のための機能訓練
 - 七 健康管理

- 八 口腔衛生の管理
- 九 家族に対する相談、助言等の援助
- 十 その他、レクリエーション、行事等のサービス提供

(利用料等)

第9条 指定サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その指定サービスが法定代理受領サービスに該当する際には、入居者から利用料の一部として、当該指定サービスについて、介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるとします。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際に入居者から支払を受け利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとします。

3 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとします。

一 食費 /1日

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
利用者負担限度額	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

二 居住費(ユニット型個室) /1日

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
利用者負担限度額	880円	880円	1,370円	1,370円	2,360円

三 おやつ代 施設で用意するおやつを提供を希望する場合 100円/1日(平日のみ)

四 理美容代 別に定める料金表による金額

五 居室確保料(長期不在時) 2,500円/1日

六 財産管理費 2,000円/1月

七 電化製品使用料 1台につき100円/1日

八 前各号に掲げるもののほか、指定サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収します。

4 前項一及び二については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者に当たっては、当該認定証に記載された負担限度額を1日あたりの料金とします。

5 指定サービスの提供に当たって、あらかじめ入居者又はその家族に対して、指定サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとします。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第10条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとします。

(入退居)

第 11 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとします。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めます。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとします。

4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討するものとします。

5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとします。

6 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 喫煙は、敷地内禁煙となっておりますのでご協力頂きます。

2 飲酒は、入居者の病状、他の入居者とのトラブルの状況によって飲酒をお断りする場合がありますのでご協力頂きます。

3 入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

4 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。

5 騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようお願いします。

6 施設内で、他の入居者に対する執拗な宗教活動や政治活動はご遠慮ください。

7 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(サービスの提供の記録)

第 13 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとします。

2 施設は、指定サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとします。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 施設は、指定サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとします。

2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行います。

(非常災害対策)

第 15 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとします。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(衛生管理等)

第 17 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、入居者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。

(損害賠償)

第19条 施設は、入居者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(身体的拘束等)

- 第20条 施設は、指定サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとします。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）実施すること。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、指定サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（秘密保持等）

第22条 従業者は、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を洩らさないことを厳守します。

2 施設は、サービスを提供するうえで知り得た入居者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持します。

3 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、その旨を雇用契約の内容とし担保します。

4 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者又は代理人の同意を得ることとします。

（苦情対応）

第 23 条 施設は、その提供した指定サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとします。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。

3 施設は、提供した指定サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。

5 施設は、提供した指定サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

（その他）

第 24 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、入居者及び代理人の意向を伺いながら、管理者と事業者において定めるものとします。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行します。